

令和2年度 第2回

恵庭市国民健康保険運営協議会

議 事 録

令和2年12月8日(火) 16時30分開会
恵庭市役所 3階 301・302会議室

令和2年度 第2回 恵庭市国民健康保険運営協議会

1. 日時

令和2年12月8日(火) 16時30分～16時45分

2. 会場

恵庭市役所 3階 301・302会議室(恵庭市京町1番地)

3. 出席者

【運営協議会委員】(10名出席)

(1) 公益代表

市川 慎二(会長)、生本 富士代(会長代行)、新岡 知恵

(2) 被保険者代表

城生 康裕、神田 美佐子、大貫 司

(3) 保険医又は薬剤師代表

平中 良治、貝嶋 光信、島田 直樹

(4) 被用者保険等保険者代表

鈴木 篤

【事務局(恵庭市)】

副市長、保健福祉部長、保健福祉部次長、国保医療課長、債権管理課長、各担当主査・主任

4. 議事録署名委員

城生 康裕(被保険者代表)、島田 直樹(保険医代表)

5. 協議事項

令和3年度 国民健康保険税率について

6. その他

7. 閉会

1. 開会

○保健福祉部次長の進行により開会

委員の皆様には、何かとご多用の中ご出席いただきましてありがとうございます。
只今より、国民健康保険運営協議会を開催いたします。

2. 副市長挨拶

○北越副市長

国民健康保険運営協議会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
ます。

また、日頃から市政全般及び国民健康保険事業に対しまして、ご理解とご協力を頂いておりますことを、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

さて、本日の運営協議会は、先月13日に、北海道より「仮係数による令和3年度国保事業費納付金」が示されたことを受けて、本市における「令和3年度国保税率について」のご協議をお願いするところです。新型コロナウイルス感染症の影響により診療控えが続いていることから、医療費は減少傾向となっている他、世帯平均所得の減少や離職者の増加に伴う国保加入者の増加等、今後の動向が推測しづらい状況が続いていますことから、令和3年度においては、それらを踏まえた国保税率の設定が必要となってきます。

本日は皆様より、忌憚のないご意見を伺い、令和3年度予算編成に着手したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、本市の国保会計は厳しい財政状況でございますが、被保険者の皆様に公平で公正な保険制度運営に努めていく所存でございますので、引き続き委員皆様のご理解ご協力のほどをよろしくお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

3. 会長挨拶

○市川会長

国民健康保険運営協議会の開催にあたり一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しいところご出席いただき誠にありがとうございます。

本日は、令和3年度国民健康保険税率についての協議でございます。次年度の税率検討をするにあたり、北海道へ納める国保事業費納付金及び標準保険税率について、北海道より仮係数による通知がありました。それを元に計算をした来年度の保険税率案について事務局より説明がありますので、委員各位の慎重な協議をお願いいたしますとともに、本日の議事運営について、よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。はなはだ簡単ではありますが、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○保健福祉部次長

それでは、これ以降の進行は、運営協議会規則第 5 条の規定により、議長は会長が行うこととなっております。会長、よろしくお願いいたします。

4. 議事録署名委員の選出

○市川会長

それでは、恵庭市国民健康保険運営協議会第 11 条の規定により、議事録署名委員 2 名を置くことになっております。議事録署名委員は、私からご指名させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

ありがとうございます、それでは指名させていただきます。城生委員、島田委員を議事録署名委員に決定します、よろしくお願いいたします。

それでは、協議に入らせていただきます。協議事項「令和 3 年度国民健康保険税率について」事務局より説明を願います。

5. 協議 令和 3 年度 国民健康保険税率について

○国保医療課長より説明

最初に、お手持ちの資料について確認いたします。

事前に皆様に送付いたしました、「令和 3 年度国保事業費納付金の試算結果について」と本日お配りしております「令和 2 年度石狩管内国民健康保険運営協議会委員研修会資料」の 2 種類でございます。本日お配りした資料であります、石狩管内市町村の国保運営協議会委員を対象に行われている研修会で用いられる資料となります。例年であれば、10 月に札幌市で開催されており、本市からも毎年何名かの委員様にご出席いただいておりますが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から資料のみの配布となったものであります。北海道の医療費等を全国区で比較した資料や北海道内各市町村の医療費等を比較した資料、保険者努力支援制度の概要、北海道国保連合会が行っているヘルスサポート事業等に関する資料となっておりますので、後程ご確認願います。ご不明な点等ございましたら、事務局までお問い合わせいただければと存じます。

早速、私から、「令和 3 年度国保事業費納付金の試算結果について」をご説明いたします。

国民健康保険制度は平成 30 年度より広域化され財政責任の主体は北海道となりました。令和 3 年度の予算編成は広域化 4 度目の予算編成となります。広域化後の国保税率は、北海道から示された国保事業費納付金を支払うことが出来る税収を確保することが条件であり、同じく北海道から示される標準保険税率を参考に設定することされています。去る 11 月 13 日に、国の予算編成により変動する係数を仮に設定した令

和3年度国保事業費納付金が北海道より示されましたので、これに基づいた令和3年度の国保税率について報告いたします。

項目1の(1)「国保事業費納付金の試算結果」をご覧ください。本市が令和3年度に北海道へ支払う国保事業費納付金は約16億1,565万円と試算されました。新型コロナウイルス感染症の影響による受診控え等の影響を考慮したものとなっており、前年比マイナス2,466万円となっております。

次に(2)「標準保険税率の試算結果」をご覧ください。現行税率と標準保険税率(市町村算定方式)の差はわずかであるとともに、現行税率の方が標準保険税率(市町村算定方式)を若干上回っていることから、現行税率のままでも、納付金を収めるために必要な税収を得ることが可能であることが期待できます。

次に資料裏面の、項目2をご覧ください。現行税率と標準保険税率(市町村査定方式)基に、令和3年度国保税の賦課総額試算結果を比較したところ、約2,160万円の増額が見込まれました。新型コロナウイルス感染症の影響により、次年度においては不確定な要素が多数あるものの、現行税率を据え置くことで国保事業費納付金を納付するために必要な税収は確保できるものと考えます。以上の結果から、次にご説明いたします法定賦課限度額への改定は行いますが、令和3年度において、納付金算定結果に基づく税率改正は行わなくても良いものと考えます。

次に項目3、「保険税課税限度額の改定案について」をご覧ください。課税限度額につきましては国の定めに基づいて行うものであり、この度の改定は令和2年3月31日の地方税法施行令の改正に伴うものです。今回の改正により、医療分、後期高齢者支援分、介護分の合計課税限度額は99万円となります。改定による影響ではありますが、令和2年10月時点の課税状況から推計いたしますと、医療分と介護分の課税限度額が合計で3万円増加することにより、課税増加額は約320万円程度となります。

今後の予定であります。現在、今回示された納付金を基に国保税率は据え置いた状態で令和3年度予算編成を進めており、年内には予算編成案の作成を概ね完了いたします。年明け1月中旬に北海道から確定計数による納付金および標準保険税率が示されます。示された数値に大きな差が無い場合は、そのまま予算案とし、3月上旬に皆様にお諮りする予定です。令和3年度の国保税率についての説明は以上です。

○市川会長

ただいま、事務局から協議事項についての説明がございましたが、質疑はございませんか。

<質疑なし>

質疑がなければ、協議事項、「令和3年度国民健康保険税率について」は、事務局の説明の通り進めさせて頂くということによろしいでしょうか。

<異議なしの声>

それでは協議事項は承認されました。

6. その他

○市川会長

他に、皆様からの質疑をお受けいたします。

<質疑なし>

他になければ、以上をもちまして本日の審議を終了させていただきたいと思います。委員各位の慎重なご協議と議事運営に対するご協力に対し、感謝申し上げます。ありがとうございました。